

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊霞目駐屯地
第 4 1 6 会計隊霞目派遣隊長 今野美自

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6N1Z10500100		6GGF1D00018 0001					
品名 または 件名							
コーヒークリーム ほか28件							
部品番号 または 規格							
100g							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
40.00	EA						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
霞目							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年5月31日（日）～令和8年6月29日（月）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊霞目駐屯地 第 4 1 6 会計隊霞目派遣隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年5月19日（火）9時30分 霞目駐屯地厚生センターミーティングルーム

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）における競争参加地域は東北が有効であること。
細部別紙のとおり

1 競争参加資格

- (1) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）

）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 競争参加者として認めない者

- (1) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者との契約は行わない。

3 入札方法

落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（軽減税率対象外 品目については10パーセント）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（軽減税率対象外品目については110分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

4 落札決定方法

- (1) 消費税抜きの単価で入札するものとし、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 同価の入札がある場合には、くじ引きにより決定するものとし、応札者が不在の場合は契約業務に関係のない職員をもってくじ引きを行うものとする。

5 保証金

- (1) 入札保証金：免除 ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に該当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 ただし、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 本公告で示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (3) 入札書に「公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」の記載のない入札
- (4) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」の記載のない入札

- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 見本品提出のない品目は、入札無効とする。
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

7 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 「予算決算及び会計令」第81条に基づき、入札者（代理者を含む。以下同じ）は開札に立ち会うものとする。ただし、状況によっては立ち会いを制限することがある。
- (2) 入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせる。

8 契約書作成の要否

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく『駐屯地用標準契約書』の様式により契約書等を提出する。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、納付した入札保証金は国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合には、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等についての制限を行うことがある。
- (2) 契約書に記載する金額は、落札金額に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とする。

9 その他

- (1) 本契約については、駐屯地用標準契約書糧食品売買契約条項を適用する。また、特約条項として「単価契約に関する特約条項」及び「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」を付す。
- (2) 予定価格に達しないときは再度入札を実施する。再度入札については、郵便入札者がいる場合は官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札がない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参すること。
- (3) 電報、電話、FAX等による入札は認めない。
- (4) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
- (5) 入札参加者は、資格審査結果通知書（写し）を入札開始前までに直接又はFAX等により提出すること。
- (6) 代表者以外のものが入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (7) 郵便入札書受領期限
入札日前日の17時（入札前日が行政機関が定める休日の場合、その前日の17時）まで、本官の手元に届いたものに限る有効とする。その際は事前に下記担当者に連絡すること。なお、到着の有無を応札者の責において確認すること。
- (8) 入札執行の場所に参加する人数を入札日前日の17時（入札前日が行政機関が定める休日の場合、その前日の17時）までに通知すること。
- (9) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊霞目駐屯地 第416会計隊霞目派遣隊 契約班

TEL 022-286-3101 内線 348

FAX 022-286-3101 内線 347

担当：窪田（くぼた）